

総合海洋政策本部参与会議（第63回）議事概要

- ◆日時：令和4年3月16日（水）10時00分～12時00分
- ◆場所：Web会議
- ◆議事概要（参与の発言は○、事務局又は各省庁の発言は●で示す。敬称略。）

1. 開会

2. 総合海洋政策本部参与会議「意見書」骨子（案）について

〔資料2について、事務局から説明。以下、意見交換。〕

- 2ページ目、真ん中より少し上、（2）横断的に議論した事項についての①②③④ということで、先ほど事務局より④については、第62回参与会議での論点を御紹介いただき、かつ、これについては多様な意見があったので、さらに議論が望ましいという促しがあったと思う。確かに洋上風力に係る海域利用のルール化については、前回2月2日の参与会議で、時間を取って議論がなされ、時間が足りなくなったが、本日、確定した議事概要の最終部分に、かなりの程度に採録されている。それに加えて、3月2日に、グリーン成長PTの第5回目、最終会合が開催された。もちろん、グリーン成長PTに登録しておられる参与も、それから当日、不都合であった参与も含めて、全ての参与に議事概要や報告書案等は、いずれ共有されると思う。それを踏まえ、ここで繰り返させていただく。事前ブリーフを受けた折に、この論題については、グリーン成長PT最終会合の折の多くの参与の御意見を踏まえていただきたいと申し上げた。私の記憶の限りであるが、参与が、あえて浮体式洋上風力発電については、時間的要素にも依拠しつつ、報告書における記載を工夫したいので、さらに御意見を問うと誘い水をお出しになった。そして別の参与からは、もともとそのときにあった報告書案には、浮体式洋上風力発電には「将来」ということで、「将来アジアで展開する」といった、いわば「あさっての話」という印象をうけるそっけない書きぶりになっているのではないかという御趣旨の御発言があった。そして、他の参与からは、PTでの議論もそうであるが、これを踏まえて、国の政策として、骨太な議論につなげるべきであるという御指摘があった。それで、これらの参与の御発言を、私なりに理解させていただくということで、私は次のように発言した。PTでは浮体式洋上風力発電について、その場で書きぶりを工夫していただき、（これは皆様に了承されたが、）加えて、もともと参与がおっしゃったように、浮体式洋上風力発電については、2月2日の参与会議において、それを素材とした海洋空間計画、海域利用のルー

ル化の議論が、一度行われたままになっているので、継続審議をしていただきたいという発言である。これらの発言は、3月2日のグリーン成長PTの折に了承されている。だから、その旨を踏まえて、④について、私は、これ以上は発言しないが、皆様から御意見があればと思う。

- 海洋空間計画と海域利用のルール化については、参与から参与会議やグリーン成長PTにて、参与会議で議論したい旨繰り返しご提案があったと認識している。

一方で、議事録にも記載されているが、第60回あるいは第61回の参与会議において、この論点については、洋上風力という個別具体の事案に引き付けて議論をする方向で、事務局あるいは座長から説明、提案を行っている。そのため、海洋空間計画あるいは海域利用のルール化、EEZ一般管理、こういったテーマが今年度の参与会議の議題として明確に位置づけられているのかということに少々違和感を持っている。この議題の取扱いについて、参与の意見を踏まえた上で、参与会議としてお決めいただきたいと思っている。

- グリーン成長PTにとって、洋上風力は非常に大切な問題であり、今は沿岸部でやっているけれども、やがて沖合に出ていくときにどうなるか、事務局から説明があったとおり、少々問題があって、おそらくPTの中だけで解決できるような問題ではないと思い、これを参与会議で議論してくださいというお願いをさせていただいた。政策等に見識の深い田中座長をはじめ、皆さんの意見の中で、今、事務局から説明があったような政策を変える提言をしなくてはいけない場合もあるのかと思い、この場で議論してほしい。産業の立場からすると、洋上風力は、時期、方向性を明確にして、ある時期からもっと拡大するために、今の領海よりももっと外に出ていかななくてはならないだろう。その時期がいつなのか、そのときにどれだけのエネルギーが必要なのか、まだ明確になっていないのだが、例えば、広い空間全体でのルール化ができなかったとしても、今、沿岸地でいくつかの場所を選定しているように、EEZ内、ここでやると言ったときに、今ある再エネ海域利用法というのは、拡張できるのだろうかということは議論してもいいのではないか。もっと広げることができるのか、さらにはその先にある海洋空間計画は、海の政策の根幹にもなると思うので、それがどうなっていくのかを、ぜひこの参与会議の場で議論していただきたい。

- 参与から産業界の視点という指摘をいただいたと思う。グリーンPTでも、経済と環境の好循環ということで、経済を回すことと両立させていく。もう

一つの柱として環境ということも、このPTの中でうたわれている。例えば、海洋保護区に関しては、30 by 30を達成するためにはもう深海の排他的経済水域、この区画に存在しているところを勘定に入れていかなければ、30 by 30は達成できないということで、環境のことを考える場合は、やはり排他的経済水域にも出て行った上で、海洋空間の利用の統合的な管理というのか、その制度化というのか、そういったことは、やはり待ったなしで求められることかと思う。だから、個別具体の、例えば、技術で言えば洋上風力発電だろうし、環境で言えば、例えば生物多様性の保護、そういった個別具体の言葉を、文言を出しながら、これを推進していくための統合的な陸から海洋にわたる国土全体の統合的な管理の運用ルールづくり、あるいはその法整備化、そういった議論であれば、政策の実現に結びつけていけないのではないかと個人的には思う。

○ 確認の意味も込めて、意見を述べる。日本は、排他的経済水域のエリアというのは世界で6番目と、そういった排他的経済水域・EEZを活用できれば、日本の国力は十分に上がっていく。それからいろいろな意味で、海洋産業あるいは海底資源においても、これは経済安全保障の面からも有益なのだが、これを、いわゆる海域の利用のルール化ということで進めていった場合に、排他的経済水域の境界が確定しないから、日本の国としてはやりたいのだが、確定していないところがあるため、そこが、周辺国との争いになり、現在の情勢において政策を進めていくということに対してすごく影響があるという判断、具体的に言うと、東シナ海、あるいは日本海のある一部。そういったところをはっきりと境界線が決まっていないので、それがネックになっているという理解でよいか。例えば、南鳥島はレアアース、海底資源があるという確認はされている。そのための技術だけ開発すれば、ある程度ペイできるような形になるという、はっきりと排他的経済水域が確定している場所であれば、これも問題にはならないのではないかと思うが、全体的に言うと、やはり、東シナ海、日本海の一部というところが、ネックになっているのかということの確認である。

● EEZ管理あるいは海洋空間計画といったときに、その対象海域をどのように考えているのかということだと思う。1つの考え方は、個別具体の産業ニーズ、適地というものを念頭に部分的に捉え、そこは領海外という可能性もあるが、その個別具体のニーズと個別具体の海域、適地を念頭にした当事者と議論をするということはある得ると思う。

したがって、一般的な海域について議論をしようとするのか、あるいは個別

具体のニーズを照らして適地、海域を考えるのかということ、この政策化できる、できない。見込みがある、ないという判断は異なってくると思う。

- 海洋権益の保全に資する排他的経済水域等の適切な管理の在り方というのは、それ自体、非常に重要な課題と認識している。具体的には、関係者の皆様の具体的な議論の中身を伺いつつ、海洋事務局あるいは法制局と連携しながら検討していくべきものと考えている。
- 科学技術・イノベーションSGの主査としては、今年度に関して洋上風力発電はグリーン成長PTが扱うのだということで、SGでは、それを議論しないということになった。そうはいつても、SGでは、様々な海洋技術に関して、横串としてやらなくてはいけないことがあるということ、そういう意味で洋上風力も扱う範疇に入ってくる。今、SGの報告書をまとめている最中だが、例えば科学技術を進展するに当たって、法制度、ガイドライン、港湾、作業船、海中送電網、サプライチェーン構築、それと人材育成計画、こういう項目を文面に入れているが、実はその素案には、海域利用やEEZという言葉があった。しかし、これに関しては、先ほど参加がおっしゃったとおり、参加会議で議論するからSGの報告書には入れないということで外したという経緯がある。したがって参加会議でしっかり議論するというのを、私は期待している。先ほど事務局のほうから、ボトムアップとして産業利用の要請がないと政策化される見通しが無いということが1つの理由として挙がっていた。また、2国間協定ということでEEZの話があったが、洋上風力に関しては、隣国の韓国は、もう既にウルサン沖のEEZを利用した浮体式風力の計画を立てている。そうすると日本がEEZに出ないということを縛る必要は全くないわけで、逆に言うと、再エネ海域利用法をなぜ領海に絞ってしまったのかが理解できない。規制緩和として、領海に絞ったことを撤廃することがまず手始めとしてはいいと思う。実は骨子（案）を事前に示されたときに、EEZを含む海域利用を検討するのは洋上風力に限定しなくてもよいのではないかと私は発言した。これはCCSや海底鉱物資源開発、メタンハイドレート開発などは基本的にEEZへ出ていくのに、なぜ洋上風力だけEEZには出られませんと言う必要があったのか。先ほどのボトムアップの話に戻れば、確かに産業界からの要請というのは非常に重要だと思う。ただし同時に、産業界を引っ張る役目というのが国にはあると思う。
- 海洋事務局として、EEZの利用について議論することが一切出来ないと申し上げているわけではない。個別の産業のニーズ、その芽がある、芽が出てい

る、それが洋上風力であるかもしれないし、あるいは参与がおっしゃった二酸化炭素の海底貯留というテーマかもしれない。個別具体の産業やニーズを念頭に、その適地についてどうあるべきか、特定の適地、海域あるいはそのテーマに沿った関係者という中でルール化をしていく、議論していくということはあると思う。

政策化が難しいと申し上げているのは、一般論として議論をしようとした瞬間に、産業利用または科学利用という話と切り離し、主権あるいは主権的な権利を主張する手段という性格を帯びてしまう、と政策当局ではとらえられるということである。

○ 私は、昨年度は気候変動を担当しており、カーボンニュートラルが軸になっていくと思い、SGの中で出てきた洋上風力発電、この可能性にすごく興味を持ち、2年間参与として参加してきた。そして、カーボンニュートラルという軸で考えたとき、まずは、洋上風力発電を広く展開する。まずは、これが重要だと思うし、そのとおりだと思う。一方、産業競争力というのを考えたときに、日本の独自性あるいは強い部分をより作っていくという意味で、浮体式という可能性を感じている。だから、記載がどんどん少なくなっているが、その浮体式を実現するための様々な要素技術というのを着実に推進していくというのが、時系列を考えたときに、まずやらなければいけない。時系列を考えてやっていくことが、私は重要だと思っている。その意味で、先ほど参与がおっしゃった、将来どのぐらい出ていかなければいけないのかというのを算出したときに、個別具体的に何とか出ていけそうな海域が、次には出てくると思う。そういうふうに、時系列、スケジュールを考えて参与会議で提案していく、あるいは政策として提案していくということが、最終的には早いのかなと思って聞いている。

○ 本件、多くの時間を使って話しているが、まとめてみると、事務局の発言は、本件は政策化の見通しがない、政治的推進力がない、一般論で議論すべきではないと、非常にネガティブな発言であった。一方、参与が発言されるものは、産業界、または推進していくという観点に立つと、統一的なルール、国内法におけるその整理、こういったものをやるタイミングが近づいているのではないかということをおっしゃっていて、この2つを合わせると、やるべきだという人と、やらないほうがいいと、まだ今の時点ではやらないほうがいいという人がいて、議論が分かれてしまっている。その中で、今から、まだ沢山意見が出てくるだろうが、1つの方向性を作るのは正直難しいのではないかなという感じがする。では、そういう状況の中で、参与会議で延々とこうい

うことをやっているのかということを見ると、非効率ではないかと感じる。だからここは、誰かに決めてもらう。誰かと言えば座長だと思う。私は思うに、会社で言えば社長、やはりその人が、全体を俯瞰して、総合的に今後、これはこういうふうに扱いますというふうに決めていただければ、基本的には、延々とそれを議論するよりは、効率的でいいのではないかと思う。私の意見は座長に一任して、扱いを判断してもらうという意見である。

○ 今までの議論、また本日の議論の中で、やはり2国間も含めて政治的な状況というのは、理解している。ただし、今回はEEZの議論であるので、利用とか資源調査などについて、現状でどういう状況になっているのか、その整理をした上で、ここでの議論が必要かどうか。レビュー的なものは一度資料としてまとめなければ、なかなか判断できないのかなと思っている。

○ 座長に決めていただく前に、皆様の議論を拝聴して、1つだけ付け加える。この問題を議論してこれを実施することは「できない」、と発言される理由というのは、よく分からないのだが、一般論としてそうするのは難しいというのが一番大きな理由であろうか。たとえば、政府の懸念があるし、一般論として実施すると、諸外国とのdemarcationもできていないから、きな臭いことにもなってしまうしというようなご説明があったと思う。もちろん、この問題を推進したいという（私もそうだが）発言をされている参与において、その意味は、明日とか明後日に、日本の世界に冠たる第6位の海域面積の全てについて利用計画を決めてしまうなんて誰も思っていない。しかし、その発想自体が根づいていないことを疑問としている。海洋政策として、私は、そういう広大な海域をどうやって利用していくか、世界に第6位の海域、体が大きいのはいいのだが、その大きい体をどうやって効率的に使うか。それが一番の海洋政策の問題である。だから、それを議論することこそが、まさにこの前、グリーンPT最終会合で参与がおっしゃった「骨太の方針を議論するのが参与会議の場である」ということだと思っている。どなたも明日、明後日に第6位の面積の全部について、ここはこれ、そこは、あれなどと決めることができるなどと誰も思っていない。そうであるが、この海洋空間計画という発想自体が、まだ認識、明確にされていないというのは、私はものすごく世界に対して、日本は遅れていると思っている。そしてさらに言えば、皆様おっしゃったように、既に再エネ海域利用法において、領海内ではあるけれども、海洋空間計画（洋上風力発電の実施海域の選定）も海域利用のルール化（事業者などによる当該海域の利用へのルールの適用）も、もう実施している。それから、参与がまさにおっしゃったように、MPA(Marine Protected Area)、海洋保護区

だって、本来そういう発想は海洋法には全くなかったのに、一定の面積というか空間に保護区をべたっと貼って、ここは環境、ここは航行、ここは漁業というように利用の優先順位を決めるわけであり、つまりは、海域を空間でとらえてそこでの利用計画を立てるという発想をもっている。これも前任の参与の頃から、海洋保護区についてのSGなどにより、海本部でも議論をしてきている。だから、既にそうやって個別の問題を素材として、海洋空間計画の発想は、参与会議等で議論してきた。海洋空間計画とは、決して新しいものを突然一般論として持ち込み、明日、明後日にでも、海域を利用に応じて分割することを決定しようなんて誰も思っていない。そうではなくて、こうして再エネ海域利用法、それからMPA、海洋保護区の実施にみるように、それらによって既に実践として経験し、すでに行われてきたことを、海洋空間計画という政府の海洋政策の認識として、アイデアとして、参与会議として発信すべきである。恐らく私は、皆様がおっしゃっていることは、そこが一番の最大公約数だと思う。座長が、もし決定なさるとするのであれば、私は今の発言を付け加えさせていただく。

- 今議論しているのは（２）の④の洋上風力に関わる海域利用のルール化の是非であろうと私は思っている。これが必要なか否なのか、それから、できるかできないのかという議論のような気がしている。そして、そのときに隣国の問題もあるだろうということも言われた。それから私の記憶に間違いがなければ、洋上風力による電力の期待値、これはたしか何千万kWという数字が出たような気がするが、私自身は、実は洋上風力、風力発電のブレード1つ、スタンド1つにどれぐらいの発電力があるのかということは、極めて懐疑的であり、こんなものを幾つ作ってもしようがないのではないかと思っていた。しかし、どうもそうではなくて、相当な期待値が得られそうだ。しかしながら、数千本のものを建てれば、それは期待どおりにならないということも分かっている。当然のことながら、それを実行に移すとすると、沿岸海域の利用が様々な形で出てくるのだろうと思う。そのときに、何の規制もなく、ただ無秩序にやることは多分ないとして、今ある規則の中で十分対応できるというかもしれないが、でも大概の皆様方、どの参与にしても、ほとんどがこれは必要だと思っているのではないのか。どうもルール化が必要か否かという議論、それから、できるか、できないかという議論、その原因が、ああでもない、こうでもないというよりは、まず、国家のエネルギー政策としてどういう方向性であるべきかということ。そして、それを実現するためには、こうだ、ああだ。その一端として海洋利用も絶対必要なのだということであれば、その延長線上にルール化するのが、私は当然なのではないかと思う。そのとき

に、いろいろな既存のルールがあり、今度はそれらとの調整を取らなければいけない。これは、事務局の話だと思うし、それから、今般のウクライナで見られるように、今後、何が起きるか分からない。そのときにどういうことになるのかということは、前のPTでも発言したと思うのだが、ルール化を参与会議で、または何かを参与会議で提言したとして、それを100%取る義務は国にはないだろうし、国家としての判断が別なところにあるのだろうと思う。だから、そこは国家が決めるのだろう。しかしながら、我々参与の役割は、与えられたテーマについて考えるべきことを全て、できるだけ多く提言することではないかと思っている。そして、もちろん、それが無秩序にどんどんどんどん出て行って、それは收拾がつかない。そんなものを出したら、参与会議としての信頼であるとか、品位が議論されるから、これは参与が、今、おっしゃったように、どなたかに収斂していただくのが一番いいのではないか。それも私は賛成である。だから、はなからできる、できないという議論をするのではなく、まず基本的な考えの中で、我々はこれをこうすべきだということがあって、その上で当然、それはルール化されるものであろうというのが私の意見である。

○ 事務局に確認したいが、参与からの意見の中では浮体式の洋上風力発電やCGS、それから海洋保護区といった、具体的な問題として、EEZに出て行かなくてはいけないという必要性があるという発言がなされた。その場合、EEZに出て行くと言ったときに、参与が言ったように、好き勝手に出ていくというわけにもいかないし、そこでの利用というのは、ちゃんと秩序立ったものでなければいけない。それは、そのEEZが日本のものだからである。そうすると、例えば、3つ具体例があったが、その必要性について、特定のEEZ内のどこか適地を選んで、そこについてルール化を進めるというやり方については、事務局は可能だと考えているか。

● 個別具体の利用の仕方、その利用の実態、そして、特定の海域。その特定の海域ごとに様々な使われ方があると思うが、そういった個別具体のニーズ、環境、エリアに引きつけて利用調整のあり方を議論するということは、可能だと思う。

○ 日本のEEZ全部について、隅から隅まで、また、ありとあらゆる可能な利用について全部ひっくるめた法制化や空間利用計画というのは、誰も考えていないと発言があった。これは幾分か立法技術の問題と関係すると思うが、一般的、包括的、体系的全てを網羅した法律をつくるというのは、やり方として

はあると思う。もう一つは、個別具体的に法律を作成し、だんだん積み上げていき、隣国も受け入れてくれれば、最終的には体系的、包括的なものができるという方法もあると思う。今の参与の意見を伺っていると、時間的なこともあるため、具体的に必要のあるものについては、それを実現できるようなルール化。それが、法律がいいのか、そうではないものがあるのか。これは、また具体的にいろいろな考え方があると思うが、とにかく早く一步踏み出すべきだという意見が多かったと思う。そして今、私が質問した限りで言えば、事務局はそれは可能だということなので、今申し上げたような形で具体的な必要性。とりわけ、次の10年後というのは、もうすぐ来るわけで、そのことを目指した具体的なニーズ、それから法制化の難易度、その他全部をひっくるめて、早急に検討を始めるべきである。このような形で意見を集約するというのはいかがか。

- 座長の御意見にももちろん賛成なのだが、まさに立法技術とおっしゃったように、立法技術等に鑑みて、突然、全ての海域について、ここはこの利用、あそこはその利用なんて、そんな法律、瞬時には絶対できない。ただ、繰り返になるが、そもそも海洋空間計画ということの発想というか理念自体が、政府や政策当局者によって明確に持たれていないこと、それに基づいて施策が実施されていないことが最大の問題である。海洋空間計画が根本に据えられるのであれば、いわばそれを反映するものとして、個別具体的な利用に即して、個別具体的な海域に即して、海洋空間計画を推し進めることが、まさに、一般的発想ないしは理念としての海洋空間計画のモチベーションになり、それを、プッシュすることができる。先に述べた事例（再エネ海域利用法）により、既に日本はこれを実践してきている。海洋空間計画を、意見書や第4期海洋基本計画に書く必要があると、私は思っていて、既に先ほど事務局も確認したように、第3期海洋基本計画68頁で「海洋空間計画」が言及されており、その記載がある。今次の意見書や第4期海洋基本計画において、そこから「後退する」（つまり、記載しない）というのはいり得ない。第3期海洋基本計画における海洋空間計画の明記を受けて、第4期海洋基本計画、さらには今年度の意見書において、海洋空間計画の発想を明確に記載し、これを推し進めるべきである。ついでには、このような発想に立脚するのであれば、つまり、いわば一般論としての海洋空間計画の理念が根本に据えられるのであれば、今、座長がおっしゃったように、それを踏まえて、まず、手堅くは、個別具体的な利用、個別具体的な海域から、着実に着手すべきであると、そういうトーンで意見書にお書きいただくことは、皆様の御意見にも反しないと思う。

- 様々な場面で、個別具体のニーズに基づいて実現するための方策を考えていくということが1つある。一方で、今、参与からも海洋空間計画の発想ということでお話をいただいた。個別具体のものを実現する際に、必ず、その海洋空間計画が実現できていないと個別が動けないといったように、両者の結びつきを縛ってしまうと、これから動き出しが難しくなるという懸念もある。
- このMarine Spatial Planningという言葉が海洋基本計画に書いてあるが、これまでの経緯と関係して、この言葉が何を意味しているのかということについて、主権的権利を全部網羅的に何とかしなくてはいけないのだ、という意向がくっついているとみなされてしまうと、事務局の発想からすれば、個別具体的なルール化をするときに止まってしまう。そういう懸念なのだろうと思う。したがって、もう少し海洋空間計画に、ある種の修飾語をつけて、長期のビジョンとしての海洋利用空間計画など、いろいろなものをくっつけて修文し、あまり個別具体的なルール化を妨げないような形の意見を参与会議は持っているという形で作れたらどうかと私は思う。
- 座長の取りまとめの方向を踏まえて、意見書（案）を作成したい。
- さきほど参与が発言されたのは、どちらかといえば、細々した、きっちりとした法律をつくるというよりは、日本は今後、EEZをそれなりの方針を持って使っていくというビジョンがあるのだということを行った上で、個別具体の、その法律あるいは法律にならない部分の調整計画等を進めていかななくてはいけないのだと。その際に、何のビジョンもなくやっていくのは、そんな見識のないことをやるのかと、そういうように聞こえたが、それでよろしいか。この件については、今申し上げたようなことで、まとめさせていただく。今回は意見書の骨子の議論なので、事務局で意見書の中身を書くが、どういう作文になるかということについては、今、参与の皆さんからいただいた意見や、私がまとめさせていただいたものを参考に、案を作らせていただくということによろしいか。
- 先ほどの事務局からの御説明によると、次回の参与会議は4月20日であり、場合によっては、議論が白熱したら5月20日の参与会議でも、意見書（案）の審議ということになっている。今いただいている資料2の1ポツから続くのだろうけれども、資料2の3ページの2ポツでは、特にPTからの提言とあるのだけれども、これについて、参与会議の意見書の議論であるから、参与会議として特に取り上げるものもプッシュして書き込んでいって、パワフルな意

見書にするというのが御趣旨であると理解している。そのように、この検討、つまり、安全保障PTからの提言、そして意見書に上げる提言の検討ということに関連して、そのような検討をするという事務局や座長の方針に反対するということではなく、むしろ補足的に発言させていただく。安全保障PTについて2点ある。第一は、提言内容との関係で、領海警備に係る法の整備についてである。次の点は、皆様どなたも否定なさらない。まさに、去年、座長の肝いりで中国海警法施行を受けて、中国による緊迫した状況に参加会議は注目してきた。それを受けて、この安全保障PTが立ち上がっていることも、皆様どなたも否定なさらないはずである。こうした緊迫する日本の領海警備の実効性の担保という観点から、領海警備に係る法の整備を提言するか否かにつき、PT会合で長い時間を使って議論された。しかし、いずれ皆様、議事概要等で御確認なさるよう、議論は全くかみ合わなかった。そして報告書は、PTとしては採択されているが、次の4月20日の参加会議で全部のPTの報告書が出てくると思うが、PT参加者の主査を除き、安全保障PTに参加する参与と有識者6名のうち3名が報告書に賛同しないという、反対の意思表示をしている。安全保障PTの提言を踏まえて、領海警備に係る法の整備について、参加会議として議論をし、適切な提言をするべきだと思う。第2に、第一の問題と密接に関連するので発言させていただく。会合における文書処理の公平性、公正さについて、次回参加会議で疑問提起をさせていただく。そして、4月20日の参加会議でこの問題を議論していただくにあたっては、ちょっと余計なお世話かもしれないが、次の文書に御留意いただければと思う。しかるべくタイミングで、いずれも全ての参与に共有される。すなわち安全保障PTとして、3月4日に採択された報告書、これが今度、4月20日に参加会議として、意見書においてどう処理するかということで議論されるはずである。くわえて、3月4日の安全保障PT会合、第6回目になるが、その議事概要確定版が、やはりしかるべくタイミングで皆様に共有されるはずである。それらを御覧いただくと、先ほど私が申し上げたことが、事実として間違っていないことを御確認なさることができると思う。残念ながら、議論がかみ合わないまま、今述べたように、6名のうち3名が反対する報告書が、PTでは採択されている。そして念のため、事務局の御負担を軽減しようと思って、昨年、つまり令和2年度の意見書を参加会議で議論した折の議事概要も今日、確認しておいた。時間は限られていたものの、意見書の内容について、領海警備の法整備についても取り上げられており、参加会議で議論が行われており、その議事概要は「公開」されている。PT・SGでの議論は非公開であり、PT・SGの議事概要も非公開である。しかし、参加会議で行われた意見書の議論は、議事概要として公開されている。よって、これとは異なる処理をするために説得力のある理由がない限り、

同じ方法で、参与会議でこの問題を議論し、議事概要が公開されるべきと考えている。

- PTの議論についての情報提供ということだが、今回扱うわけにはいかないので、次回になる。
- 当初5回の予定のところ、第6回までPTを実施していただき、これに参画していただいた各参与、あるいは委員の方には、本当に忙しいところありがとうございます、という感謝の言葉を述べさせていただく。また、ルール化のことについて発言があったが、私の技量不足によって、皆様の賛同を得た取りまとめができなかったこと、これに対して本当に申し訳なく思っている。ただ、法整備をする必要があるという意見と、法整備が必要ないという意見があったため、できるだけ公平にさばこうと考えた次第である。

3. 工程表の見直しについて

〔資料3-1から資料3-3について、事務局から説明。以下、意見交換。〕

- 1つコメントがある。重点6分野（案）の2ページ目、ここで、令和3年度の主な取組という項立てがあるが、その3つ目の黒ポツ、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動の継続というのに追加をして、及び護衛艦のインド、大洋方面等への派遣訓練というのを、入れていただいたほうがいいのではないか。2021年10月には、南シナ海で日米英蘭加新の共同訓練、これは実現に向けた連携訓練ということで実施しているので、重要な項目ではないかと認識している。
- 第3期海洋基本計画に基づく工程表改訂（案）、重点6分野（案）、令和4年2月末時点暫定版というのを見ている。その2ページの2つ目の箱と、9ページで、MDAのところでもほぼ同じ記載があるのだが、2つ目の箱なので、2ポツ、第3期海洋基本計画策定時以降の主な状況変化とあって、最初のマル（○）が近隣国の海洋進出活発化と書いてあって、それから3つ目のマル（○）は中国の公船が大きくなったとか、行動がアクティブになってしまったという話なのだが、これらについて最初のマル（○）と3つ目のマル（○）は整理できないのか、かつ、もう少し明確に言ったほうがいいと思う。それから、まさに先ほども発言したが、ちょうど1年ぐらい前に、非常に慌ただしく、意見交換会という名前で、中国海警法についての会合を開き、昨年度の意

見書で中国海警法の言及をし、それを基にPTも立ち上げたわけである。だから、やはり中国海警法というのは、書くべきなのではないかと思う。

- 資料3-1を拝見しているが、赤字以外に黄色いハッチで書かれている黒字、PTのところは黄色のハッチであるのは分かるが、PT以外にも黄色のハッチで書かれている黒字、いろいろな工程表のページに散見されるが、これは一体何を意味しているのか。
- 年限が延びたものがそうになっている。矢印が1年分延びたものは黒字の黄色になっている。
- 11ページのエネルギー・安全保障の部分であるが、昨今のロシア軍の軍事的な行動等を見ていて、その影響というのは、私たちの国のエネルギー、あるいは食糧、そういったものにも影響してきているという実感があり、そういうことを感じながら、このエネルギー・安全保障という言葉を考えてときに、それがメタンハイドレートなのかということに疑問を持つ。実際、その前のカーボンニュートラルの部分と重なってくる部分はあると思うが、ここはしっかり書き込んでいただきたいと思う。
- エネルギー・安全保障のうち、例えば、重点6分野の中では、3期計画以降の主な状況変化というのを書いており、その関連で、その状況の変化を加えるべきということなのか、主な取組の内容が足りないのかということなのか、2つ論点があるかと思う。エネルギー環境が我々の想定していないものの影響が、いつどういう形で出るか、というのが少し絞られてこないと、それに対する対応もなかなか難しく、例えば、カーボンニュートラルの関係であれば、当然想定をして対応しているが、ウクライナの話は、実際には、どう動くのかというのは、まだなかなか整理されていない部分があるので、この海洋計画の中でどのように記載するかというのは、なかなかアイデアが出てこないというのが率直なところである。御指摘を踏まえて、関係者と相談させていただく。
- エネルギーと安全保障だと、安全保障全部が入ってしまいそうな感じがするが、これはエネルギー確保という意味での安全保障だろう。例えば、サハリンIとかサハリンIIが、日本はもうギブアップしろという話になるのは、これは海洋政策か、これも海洋政策だということであれば、ウクライナ戦争が起きて、サハリンI、サハリンIIから天然ガスが来なくなるというのは、大変な

ことだという状況変化になる。しかし、これは、海洋というよりは一般的なエネルギー安全保障なのである。もしそういうことだとすると、ウクライナ戦争は、海洋に関するエネルギー安全保障には、今のところまだ目立った影響を与えていないという、そういう判断になると思う。

○ 生活実感として、いろいろ、ガソリンが上がっているという、もう少し身近な話題として、安全保障にもつながっていると思い発言させていただいた。今の説明は、よく分かった。

○ この重点6分野（案）についてであるが、13ページ、14ページで、人材育成が述べてある。今回、私が主査を務めたPTにおいて、この人材育成も大きなテーマで話をさせていただき、できれば2点、この工程表に加えていただきたい。1点は、JMETS、海技教育機構の教育活動の充実ということをし、多科多人数配乗の改善というのをテーマとして掲げ、プランもできたので、あとは、これがどういうふうに移っていくか、しっかり見ていく作業が必要だと思う。これを記載していただければと考えている。もう一点は、シミュレーション共通基盤の構築と人材育成というテーマでお話をさせていただき、結果として、民間主体でシミュレーション共通基盤を作るための海事版バーチャルエンジニアリング講座を、社会連携講座として持っていくという方向性が示されている。これも、できれば工程表に入れていただき、今後の進展をモニターしていくという作業が必要ではないかと思う。

● 参加がおっしゃったところは、JMETSの事業計画というものが1つあり、それから大学でも、これは文部科学省に設置された懇談会において、具体的に何年までに何をやるという具体的な記載が書いてある。そのレベルで、同じような細かい記載を工程表にするというのは、少し無理な面があるので、表現ぶりの問題だろうと思っている。どのような記載が可能かというのを検討させていただく。

○ 資料3-1の15ページのところで、1点追加とコメントをさせていただく。15ページの3ポツで、令和3年度の主な取組というのがあり、その最後、昨年12月に、内閣府等で、千島海溝、日本海溝の被害想定が出された。従来は南海トラフ、首都直下という国難が指摘されて、そこでの取組はあるのだが、さらに日本の北側でもあるということで、リスク評価がされたところである。そこも追加いただければと思う。コメントになるが、参与会議、PT・SGにおいて防災も含めてテーマを御議論いただき、特に、SDG14PT等に関連して、非常

に活発な議論をいただいた。特に今後、国際戦略を企画する場合は、どのような戦略が必要で、また人材育成もコーディネートするような方が必要だということもいただいたので、追加コメントをさせていただいた。

- いずれにしても、工程表にどう記載するのか、あるいはどこかにまとめるのか、この辺りの表現ぶりは、精査をして調整させていただきたい。
- 先ほど説明があったように、今後、工程表改訂案を御覧になっていただき、ここは、このように直せというようなことがあれば、事務局にお伝えいただくということにさせていただく。
- 先ほど、座長一任でお願いしてはどうかと、洋上風力に関わる海域利用のルール化のところ発言したが、非常にうまくまとめていただき、感謝の気持ちである。

4. その他

- 次回、第64回参与会議は4月20日水曜日の10時から開催する。また、5月20日金曜日は、当初予備日ということにしていたが、参与会議を開催する可能性が高いため、予定を引き続き確保していただくようお願いする。

5. 閉会

以上